

確定申告における おむつにかかる費用の医療費控除及び障害者控除について

要介護認定で次の各控除について該当すると思われる方は、介護保険証を持参のうえ、高齢福祉課（甚目寺庁舎）、または包括支援センター（本庁舎・七宝公民館）の窓口で申請をしてください。

おむつにかかる費用の医療費控除

おむつの利用にかかった費用を所得税、住民税の医療費控除として確定申告することができる場合があります。確定申告でおむつにかかる費用の医療費控除を初めて受ける方は、「おむつ使用証明書※」と「領収書」が必要となります。

なお、おむつにかかる費用の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護・要支援認定をお持ちの方は、「おむつ使用証明書」を市が交付する「主治医意見書を確認した書類」に代えることができる場合があります。「主治医意見書を確認した書類」は申請により、必要事項を確認後に発行します（即時発行はできません）。

※「おむつ使用証明書」は主治医にご相談ください。



障害者控除

身体障害者手帳、または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方でも、65歳以上で、平成29年12月31日現在（死亡の場合はその日）の介護保険の認定状況が、要介護1以上で、一定以上の障がいがあると認められる方は、市長が交付する「障害者控除対象者認定書」により「障害者控除」、または「特別障害者控除」を受けることができます。

対象者には、1月中旬頃に申請書を送付しますが、要介護認定新規申請中の方及び要介護認定を継続して転入された方については、申請書が送付されない場合があります。該当すると思われる方は、介護保険証を持参のうえ、申請をしてください。

※身体障害者手帳、または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、申請の必要はありません。ただし、障害者手帳等では特別障害者に該当しないが、障害者控除対象者認定書では特別障害者に該当する場合は、申請が必要です。

※この認定は、障害者各法に基づく障害者認定を行うものではありません。

申請・問合せ 高齢福祉課 ☎444・3141

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173（子育て支援課） または189（児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応）
障がい者虐待 ☎444・3135（社会福祉課）
高齢者虐待 ☎444・3141（高齢福祉課）

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分（夜間・休日は宿日直者につながります）